

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名 みえのイクボス風土イノベーション事業業務委託

### 2 目的

男性の育児参画の推進等のためには、男性個人の意識の変化とともに、企業における管理職等の意識の変化が不可欠であり、そのため三重県においてはイクボス（職場でともに働く部下・スタッフの仕事と家庭の両立を考え、自らも仕事と私生活を楽しむことのできる上司）を推進し、平成 28 年 4 月には、趣旨に賛同する企業経営者等からなる「みえのイクボス同盟」を発足するなど、イクボスの普及拡大を進めている。

一方で、平成 29 年度に県が企業を対象に実施した意識調査において「従業員が育児や介護等の休暇について利用しやすい風土であると感じるか」を聞いたところ、「感じない」「あまり感じない」と答えた企業が 48.9%となっており、職場における風土づくりが課題となっている。また、平成 29 年度に NPO 法人が中間マネジメント層を対象に実施した調査では、中間マネジメント層の多くから「働き方改革が現場に丸投げされる傾向にある」、「会社から求められる業績の達成と部下のマネジメントとの間で板挟みにあっている」など、戸惑いや不満の声が上がっており、中間マネジメント層に対する会社からの具体的かつ実務的サポートの必要性が明らかになっている。

このため、県では平成 30 年度にイクボスに対する正しい認識や実践に対する適切な助言等ができる人材として「みえのイクボス伝道師」を養成し、企業のイクボス推進をサポートする体制づくりを進めているところであるが、企業等が自主的に取組を進めるにあたっては、「他企業等の取組を参考としたい」、「企業間で情報共有する場が欲しい」といった声がある。

そこで、イクボスの取組を県内にさらに推進するため、企業同士がイクボス推進等をテーマに対話・交流する機会を作り、企業が組織風土を改善していく後押しをすることを目的として事業を実施する。

### 3 委託業務の概要

- (1) 委託業務の実施期間 契約の日から 2020 年 3 月 27 日（金）まで
- (2) 委託業務の主な内容

イクボスの取組等を地域全体に広げるため、企業同士がイクボスや組織風土づくり等をテーマにした対話・交流の場づくりを行う。主な参加対象は、企業の経営者や人事・労務担当者とするが、活発な意見交換、アイデアの創出、相互理解等につなげるため、未来のイクボス（プレボス）である若手職員やみえのイクボス伝道師、学生などにも参加を呼びかける。

また、対話・交流の場の結果を報告書として取りまとめ、みえのイクボス同盟の企業に共有するほか、県ホームページにも掲載し、イクボスの地域全体への波及を図る。

### 4 委託業務の内容

- (1) キックオフイベントの企画・運営

「みえのイクボス風土イノベーション事業」に取り組む趣旨、目的等を広く周知し、イクボ

スの取組や働きやすい職場に向けた風土づくりの必要性に対する認識を高め、対話・交流の場への参加を促すことを目的としたキックオフイベントを開催する。

① 時期

対話・交流の場への参加を促す目的として実施することを鑑み、対話・交流の場の実施前に開催すること。

② 場所

より多くの企業からの参加が得やすい場所を選定すること。

③ 対象

企業の経営者や人事・労務担当者、未来の管理職候補となる若手従業員の他、みえのイクボス伝道師、NPO、行政、学生など、幅広い層に対して参加を呼びかける。(100名程度を想定)

④ 内容

- ・イクボスや職場の風土づくり等に関して専門性を有する有識者を招き、イクボスや職場の風土づくりに関しての認識を高めることができる講演を実施すること。
- ・講演を踏まえて、参加者同士が意見交換等を行い、イクボスや職場の風土づくりに関する多様な意見に触れ、より認識を深める企画を実施すること。

⑤ 参加者の募集

- ・業務受託者は県と連携して、参加者の募集、広報等を行う。  
特に、「みえのイクボス同盟」に加盟する企業を広げていくことを重視し、現在加盟していない企業関係者等の参加を促す工夫をするなど、積極的な働きかけを行うこと。
- ・業務受託者は参加者を募集するチラシの作成及び発送を行う。  
チラシの内容は、県と協議し決定する。(適宜、校正を行う)  
チラシ印刷：270枚（A4版、カラー）  
作成したチラシを県の指定する宛先に発送する。  
配布先：みえのイクボス同盟加盟企業、県内商工会議所、県内商工会、三重建設業協会、業界団体等
- ・チラシは開催日の一ヶ月前までに発送することを想定しているが、県と調整を行い、県による広報とタイミングを合わせて行うこと。
- ・チラシの他、HPやSNS等を活用して、幅広く広報を行うこと。

(2) 対話・交流の場づくり（アイデアワークショップの開催）

「みえのイクボス同盟」に加盟する企業等中心に広く参加を呼びかけるとともに、NPO、行政、学生などの様々な主体から参加者を募り、組織内でイクボスを推進し、働きやすい風土づくりが進むアイデアを多様な視点で考えるアイデアワークショップを開催する。

① 時期

キックオフイベント終了後、2020年1月末までを目途に開催するように企画すること。

② 企画・運営

県と協議しながら、テーマの設定や、事前準備(会場確保、資料の作成、参加者募集等)、当日の運営(進行など)等の企画・運営の全てを行うこと。

- ・企画するにあたっては、より多くの企業が参加したくなるように工夫するとともに、参

加した企業が実際にイクボス推進や組織風土の醸成に取り組むことにつながるように、参加する企業の視点に立って内容の検討を行うこと。

(例えば、「業種別」「地域別」「テーマ別」で開催したり、「1つの組織から管理職と部下がペアで参加する」など参加要件を工夫したりするなど)

- ・参加者が活発に対話できるように場づくりを工夫するとともに、ワークショップ進行役には企業を対象としたワークショップの進行経験者を配置すること。

③ 実施回数、場所

4回以上開催すること。

また、より多くの企業が参加しやすくなるように、開催場所を選定すること。

④ 参加対象

- ・「みえのイクボス同盟」に加盟する企業を中心に広く参加を呼びかけるとともに、みえのイクボス伝道師、NPO、行政、学生などの様々な主体から参加者を呼びかけること。  
なお、必要に応じて、回ごとに参加要件（管理職対象、従業員対象など）を設定することも可能とする。
- ・学生が就職先に求める企業風土の考え方などを、企業関係者が知ることができるように、学生の参加を図ること。（延べ10名以上の学生が参加するように努めること）
- ・企画を立てるにあたっては、みえのイクボス伝道師の活用を検討し、各回にみえのイクボス伝道師が参加するよう努めること。（延べ40名以上、イクボス伝道師が参加するよう努めること）

⑤ 参加の募集

- ・各回とも30名程度を想定
- ・業務受託者は参加者を募集するチラシの作成及び発送を行う。  
    チラシの内容は、県と協議し決定する。（適宜、校正を行う）  
    チラシ印刷：各回270枚（A4版、カラー）  
        （各回内容をまとめてチラシを作成することも可能とする）  
    作成したチラシを県の指定する宛先に発送する。  
    配布先：みえのイクボス同盟加盟企業、県内商工会議所、県内商工会、三重建設業協会、業界団体等
- ・チラシは開催日の一ヶ月前までに発送することを想定しているが、県と調整を行い、県による広報とタイミングを合わせて行うこと。
- ・チラシの他、HPやSNS等を活用して、幅広く広報を行うこと。

⑥ その他

各回の実施後に参加者にアンケートを実施すること。

（3）アイデアワークショップ報告書の作成

- ・（2）の実施内容等の報告書を作成すること。
- ・報告書はA4サイズ、6ページ以上とすること。
- ・報告書は、みえのイクボス同盟の企業等で共有することを念頭に、企業が組織内でイクボスの推進や組織風土醸成に向けた実践に活用できる内容とすること。
- ・報告書のレイアウトは業務委託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・報告書は340部作成する。

#### (4) 業務報告書の作成

- ・(1)～(3)の実施内容等について報告書を作成すること。
- ・報告書のレイアウトは業務委託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・報告書は Word2016 及び Excel2016 に対応可能なバージョンで作成し、電子データ及び紙資料(3部)を提出すること。
- ・その他、関係書類の提出を求める場合がある。

#### (5) その他

- ・事業を通じて、150以上の企業等が参加するように企画や広報等を行うこと。
- ・みえのイクボス伝道師及び学生の参加にあたっては、会場までの旅費(往復分)を支給すること。
- ・企業等の参加者に対してアンケートを実施し、「子育てに優しい職場環境づくりに対する理解が深まった」、「他の企業等との連携が深まった」と感じたとする回答が、7割以上となることを目標とすること。
- ・学生の参加者に対してアンケートを実施し、「子育てや子育てに優しい職場づくりに対する理解が深まった」と感じたとする回答が、7割以上となることを目標とすること。
- ・事業の進捗管理を適切に行い、事業の遅延が生じないように努めること。

### 5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

### 6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

## 12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：川端

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2270 E-mail：[shoshika@pref.mie.lg.jp](mailto:shoshika@pref.mie.lg.jp)